

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

金沢市長

公表日

令和8年9月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、以下の事務を行う。 ①社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定 ②所得等の情報を元にした軽減措置等の適用、保険料計算及び賦課 ③保険料の徴収、滞納整理 ④被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関する保険給付 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表の項番44の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 ・国民健康保険法による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ・国民健康保険法による資格確認書、資格情報のお知らせ、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 ・国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 ・国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 ・国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 <中間サーバー・番号連携システムにおける事務の内容> ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(番号連携システム要件) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携システム、中間サーバー要件) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携システム、中間サーバー要件) 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または医療情報基盤・診療報酬審査支払機構(以下「支払機構」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について国保連合会を経由して支払機構に委託することとし、支払機構が医療保険者等向け中間サーバー等の運営を行う。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払機構が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払機構が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険事務処理標準システム、番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、税務システム、国保総合(国保集約)システム、国保実績報告書作成システム、医療保険者等向け中間サーバー等、サービス検索・電子申請機能、福祉保健総合システム、預貯金等照会システム、国民健康保険料試算システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険賦課ファイル・国民健康保険資格ファイル・国民健康保険給付ファイル・国民健康保険収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	

法令上の根拠	番号法第9条 別表の44の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条 別表の44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「医療保険者」等が含まれる項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、55の2、55の3、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173、173の2の項) (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「国民健康保険法」又は「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が含まれる項(69、70、71、160の項) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民局保険年金課
②所属長の役職名	市民局保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	金沢市総務局文書法制課文書法制係 〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1 電話076-220-2348
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民局保険年金課 電話050-1792-1620(自動応答)
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には情報に誤りがないか確認を徹底することや、特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 ・本市の制定する「金沢市保有個人情報等の取扱いに関する管理規程」及び事業所管課が作成する「特定個人情報等取扱要領」により、特定個人情報等の漏洩、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な安全措置を定めている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I. 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	金沢市市長公室広報広聴課	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係	事後	重要な変更項目でないため
平成29年4月1日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担	保健局医療保険課長 小林 外喜夫	保健局医療保険課長 西川 信一	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月30日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	国保総合システム	国保総合(国保集約)システム	事前	
平成30年4月1日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担	保健局医療保険課長 西川 信一	保健局医療保険課長 小嶋 一彦	事後	重要な変更項目でないため
平成30年6月29日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担	保健局医療保険課長 小嶋 一彦	保健局医療保険課長	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	IV. リスク対策	—	新設	事前	
令和1年6月28日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年6月29日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	<略> ・国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴	<略> ・国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「医療保険者」等が含ま	事後	重要な変更項目でないため
令和2年10月14日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取		「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」に	事前	
令和2年10月14日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取		(前頁から続く) ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた	事前	
令和2年10月14日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取		医療保険者等向け中間サーバー等 を追記	事前	
令和2年10月14日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用		＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法第9条第1項 別表第1の30の項	事前	
令和2年10月14日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス		＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情	事前	
令和3年6月28日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	<略> ・国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴	<略> ・国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴	事後	
令和3年6月28日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	<略> 市税総合オンラインデータベースシステム	<略> 税務システム	事後	
令和3年6月28日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1の30の項	番号法第9条第1項 別表第1の43の項	事前	
令和3年6月28日	I. 関連情報 4. 情報ネットワークシステム	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	事前	
令和3年6月28日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担	保健局医療保険課	福祉健康局医療保険課	事後	
令和3年6月28日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担	保健局医療保険課長	福祉健康局医療保険課長	事後	
令和3年6月28日	I. 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	保健局医療保険課 電話076-220-2255	福祉健康局医療保険課 電話076-220-2255	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月30日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	国民健康保険システム、番号連携システム＜略＞	国民健康保険システム、国民健康保険事務処理標準システム、番号連携システム＜略＞	事前	
令和4年6月28日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	＜略＞ また、行政手続における特定の個人を識別する	＜略＞ また、行政手続における特定の個人を識別する	事前	
令和4年6月28日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取		サービス検索・電子申請機能を追記	事前	
令和4年6月28日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1の43の項	番号法第9条第1項 別表第1の44の項	事前	
令和5年7月7日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	国民健康保険システム、国民健康保険事務処理標準システム、番号連携システム＜略＞	国民健康保険事務処理標準システム、番号連携システム＜略＞、福祉保健総合システム	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取		預貯金等照会システムの追加	事前	
令和5年7月7日	I. 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険情報ファイル	国保賦課ファイル・国保資格ファイル・国保給付ファイル・国保収滞納ファイル(国民健康保険事	事後	重要な変更項目でないため
令和6年12月26日	I. 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国保賦課ファイル・国保資格ファイル・国保給付ファイル・国保収滞納ファイル(国民健康保険事	国民健康保険賦課ファイル・国民健康保険資格ファイル・国民健康保険給付ファイル・国民健康	事前	
令和6年12月26日	I. 関連情報 4. 情報ネットワークシステム	(別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる	(別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる	事前	
令和6年12月26日	II. しきい値判断 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和6年1月1日時点	事前	
令和6年12月26日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	＜略＞ また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の項番44の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 ＜略＞ ・番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携システム、中間サーバー要件) ・番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携システム、中間サーバー要件) ＜略＞	＜略＞ また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表の項番44の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 ＜略＞ ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携システム、中間サーバー要件) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携システム、中間サーバー要件) ＜略＞	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の44の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法第9条 別表第1の44の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第9条 別表の44の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法第9条 別表の44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和6年12月26日		・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)に「医療保険者」等が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、11、14、17、24、33、37、38、41、46、53、56、60、75、79、104、116、117、123、130、140、143、155の項)(別表第2における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法」又は「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が含まれる項(56、57、58、59、157の項) ＜略＞	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(主務省令第2条の表における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)に「医療保険者」等が含まれる項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項)(主務省令第2条の表における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「国民健康保険法」又は「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が含まれる項(69、70、71、160の項) ＜略＞	事前	
令和6年12月26日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉健康局医療保険課	市民局保険年金課	事前	
令和6年12月26日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉健康局医療保険課長	市民局保険年金課長	事前	
令和6年12月26日	II. しきい値判断 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和6年1月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	IV. リスク対策 8. 人手を介在させる作業 2. 取扱者数	—	新設	事前	
令和7年9月5日	I. 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	(前略) ・国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 (後略)	(前略) ・国民健康保険法による資格確認書、資格情報のお知らせ、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 (後略)	事後	
令和7年9月5日	I. 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	—	国民健康保険料試算システムを追加	事後	
令和7年9月5日	I. 関連情報 3. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係	金沢市総務局文書法制課文書法制係	事後	
令和8年9月4日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「医療保険者」等が含まれる項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項)	(主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「医療保険者」等が含まれる項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、55の2、55の3、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173、173の2の項)	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和8年9月4日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	電話076-220-2255	電話050-1792-1620(自動応答)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	IV. リスク対策 8. 人手を介在させる作業判断の根拠	(前略) ・本市の制定する「金沢市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程」及び事業所管課が作成する「特定個人情報等取扱要領」により、特定個人情報等の漏洩、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な安全措置を定めている。	(前略) ・本市の制定する「金沢市保有個人情報等の取扱いに関する管理規程」及び事業所管課が作成する「特定個人情報等取扱要領」により、特定個人情報等の漏洩、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な安全措置を定めている。	事後	
令和8年9月4日	I. 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(前略) 「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 (後略)	(前略) 国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または医療情報基盤・診療報酬審査支払機構(以下「支払機構」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について国保連合会を経由して支払機構に委託することとし、支払機構が医療保険者等向け中間サーバー等の運営を行う。 (後略)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	I. 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払機構が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払機構が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出